

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 内閣府	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>「廃止」</p> <p>地域再生に資する事業「地域再生事業」を行う株式会社（特定地域再生事業会社）に対する投資について、税制上の優遇措置（投資額控除、損失繰延）を講じ、地域再生事業に対する「民間の志ある投資」を誘導することにより、民間の力による地域再生を促進する税制である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用件数の実績 なし</li> <li>・減収額の実績 なし</li> <li>・増収見込額の積算根拠</li> </ul> <p style="text-align: center;">適用件数の実績が無い（減収額の実績も無い）ことから増収見込額無し。</p>		
関係条文	租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2、地域再生法第5条第3項第1号、第13条		
廃止又は縮減の理由	<p>本税制は、平成17年度の創設以来、現在まで活用実績がないところである。</p> <p>今般、既存の租税特別措置について、ゼロベースからの徹底した見直しを行うとの方針の下、本税制の存続は困難と考える。</p>		
増収見込額	— （単位：百万円）		